

マイナンバー制度に関するお知らせ

マイナンバー制度について

平成 28 年 1 月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始されます。マイナンバー制度では、一人ひとりに異なる個人番号が割り当てられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号が割り当てられます。

個人のお客さまへ

「個人番号」は、国民一人ひとりがもつ 12 桁の番号です。マイナンバー制度の開始にあたって、当金庫と一定の取引等を行う場合は、税務上、当金庫へ個人番号の提示が必要になることがあります。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示などの手続きが必要となります。

なお、個人番号は、法律で定められた目的以外での使用、他人への提供が禁じられています。

法人のお客さまへ

「法人番号」は、1 法人が 1 つもつ 13 桁の番号です。マイナンバー制度の開始にあたって、当金庫と一定の取引等を行う場合は、税務上、当金庫へ法人番号の提示が必要になることがあります。

マイナンバー制度を悪用した詐欺行為に

ご注意ください！

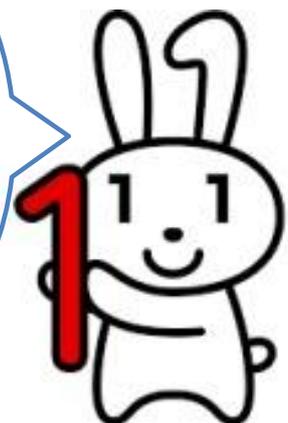
不審な電話がありましたら、最寄りの警察署等にご連絡ください。

※マイナンバー制度に関するご照会は、
内閣府「マイナンバーコールセンター」
【TEL：0570-20-0178】
にお問い合わせください。

平成 28 年

1 月から

マイナンバ
ー制度
スタート



マイナンバー(個人番号・法人番号)の提示のお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の提示が必要になることがあります。

それに伴い、当金庫へマイナンバーを提示していただく場合があります。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類の提示が必要となります。

(※法人番号を提示していただく際にも、確認書類が必要となる場合があります)

本人確認書類の例

- ① 個人番号カードをお持ちのお客さま
⇒ **個人番号カード**
- ② 個人番号カードをお持ちでないお客さま
⇒ **通知カード**※ + **運転免許証等**
(※または個人番号が記載された住民票の写し)



マイナンバーの提示をお願いする主な取引

個人のお客さま	法人のお客さま
<ul style="list-style-type: none">投資信託・公共債など証券取引全般マル優・マル特財形貯蓄(年金・住宅)外国送金出資金 等	<ul style="list-style-type: none">投資信託・公共債など証券取引全般定期預金・定期積金・通知預金外国送金出資金 等

※当金庫では、マイナンバーを法定調書への記載などに利用します。

※マイナンバー制度につきましては、内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・税番号制度」を参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>